毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

# 目 次

◎ 規則

所管課(室)名

○長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

医療人材対策室

### ◎告示

- ○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正 (2件)
- ○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ・指定管理者の指定

地域づくり推進課 福 祉 保 健 課 港 湾 課

## 規則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第18号

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則(平成24年長崎県規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(勤務医療機関)

第2条 条例第1条の知事が指定する県内の公的医療機関等 は、別表第1のとおりとし、規則で定める病院若しくは診 療所は、別表第2のとおりとする。

(研修資金)

第3条 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 精神科

(5)及び(6) 略

- 2 条例第2条第1号の研修資金の貸与を受けることができ <u>る者</u>は、県内の医療機関<u>又</u>は知事が別に定める医療機関に おいて医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項 の規定に基づく臨床研修(以下「臨床研修」という。)を 受ける医師又は医療機関が実施する厚生労働大臣の定める 研修体制等の基準に適合する医学医術に関する学術団体が 行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修(以下 「専門研修」という。)を受ける医師とする。
- 3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科、 産婦人科、救急科、精神科及び総合診療科の医師について は研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月(当該月の 属する年度の4月から研修等を受けている場合は4月)か ら起算して3年までとし、脳神経外科の医師については研

(研修資金)

| <u>第2条</u>|| 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次 | のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4)及び(5) 略

- 2 条例第2条第1項の研修資金貸与対象者は、県内の医療機関において医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修(以下「臨床研修」という。)を受ける医師又は医療機関が実施する厚生労働大臣の定める研修体制等の基準に適合する医学医術に関する学術団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修(以下「専門研修」という。)を受ける医師とする。
- 3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科、 産婦人科、救急科及び総合診療科の医師については研修資 金の貸与の決定を受けた日の属する月(当該月の属する年 度の4月から研修等を受けている場合は4月)から起算し て3年までとし、脳神経外科の医師については研修資金の

修資金の貸与の決定を受けた日の属する月(当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月)から起算して4年までとする。

第4条~第9条 略

(返還免除)

第10条 略

2 略

3 条例第6条第1号の知事が指定する期間は、研修資金の貸与を受けた期間(以下「貸与期間」という。)の1.5倍に相当する期間(以下「必要勤務期間」という。)以上第2条の知事が指定する県内の公的医療機関等の職員(専門研修修了後2年を経過するまでの間に当該医療機関等の職員となった者に限る。)として在職した期間とする。ただし、離島地域の公的医療機関等に1年以上勤務した場合は、必要勤務期間を貸与期間に相当する期間とすることができるものとする。

第11条 略

(返還の猶予)

第12条 研修医師が専門研修修了後2年を経過するまでに知事が指定する県内の公的医療機関等の職員となり、勤務しているときは、その事実が継続する間、研修資金の返還を猶予する。ただし、条例第6条第1号の規定に該当しないこととなった場合は、この限りでない。

2及び3 略

第13条及び第14条 略

別表第1 (第2条関係)

| 小児科・産<br>婦人科 | 離島地域                 | 長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院<br>長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院 長崎<br>県上対馬病院   |
|--------------|----------------------|--|
|              | 離島地域<br>以外の地<br>域    | 長崎県島原病院     平戸市民病院     長崎大       学病院     長崎医療センター     長崎みなと       メディカルセンター     佐世保市総合医療       センター            |
| 救急科          |                      | 病院 <u>長崎医療センター</u> <u>長崎みなとメ</u><br>センター <u>佐世保市総合医療センター</u>   |
| 精神科          | 離島地域                 | 長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院<br>長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院  |
|              |                      | 長崎県精神医療センター精神保健福祉センターこども医療福祉センター長崎医療センター   |
| 総合診療科        | 離島地域                 | 長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院<br>長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院 長崎<br>県上対馬病院   |
|              | 離島地域<br>以外の地<br>域    | 長崎県島原病院 平戸市民病院   |
| 脳神経外科        | <u>医療セン</u><br>ディカル・ | 京病院     済生会病院     長崎大学病院     長崎ター       リ棚医療センター     長崎みなとメセンター     土善会病院     佐世保市総合医療       長崎労災病院     諫早総合病院 |

貸与の決定を受けた日の属する月(当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月)から起算して4年までとする。

第3条~第8条 略

(返還免除)

第9条 略

2 略

- 3 条例第6条第1号の知事が指定する期間は、研修資金の貸与を受けた期間(以下「貸与期間」という。)の1.5倍に相当する期間(以下「必要勤務期間」という。)以上県内の公的医療機関等の職員(専門研修修了後2年を経過するまでの間に当該医療機関等の職員となった者に限る。)として在職した期間とする。ただし、知事が指定する離島地域の公的医療機関等に1年以上勤務した場合は、必要勤務期間を貸与期間に相当する期間とすることができるものとする。
- 4 小児科及び産婦人科の医師における前項の必要勤務期間 の計算については、当該期間の2分の1以上の期間をへき 地の公的医療機関等に勤務した期間とする。
- 5 第3項の公的医療機関等は、別表に掲げる医療機関とする。

第10条 略

(返還の猶予)

第11条 研修医師が専門研修修了後2年を経過する<u>までにに</u> 知事が指定する県内の公的医療機関等の職員となり、勤務 しているときは、その事実が継続する間、研修資金の返還 を猶予する。ただし、条例第6条第1号の規定に該当しない こととなった場合は、この限りでない。

2及び3 略

第12条及び第13条 略

別表(第9条関係)

| <u>小児科・産</u><br>婦人科 | 離島        | 長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院<br>長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院 長崎<br>県上対馬病院 |
|---------------------|-----------|--|
|                     | へき地       | 長崎県島原病院 <u>平戸市民病院</u> <u>県内周</u><br>産期母子医療センター     |
| 救急科                 | 長崎大学療センター |  |

| 総合診療科 | 離島         | 長崎県五島中央病院     長崎県上五島病院       長崎県壱岐病院     長崎県対馬病院     長崎県対馬病院       県上対馬病院 |
|-------|------------|---|
|       | <u>へき地</u> | 長崎県島原病院 平戸市民病院  |
| 脳神経外科 | 県内脳神統      | 圣外科基幹病院   |

### 別表第2 (第2条関係)

| 小児科・産<br>婦人科 | 長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメ<br>ディカルセンター 佐世保市総合医療センター   |
|--------------|---|
| 救急科          | <u>長崎大学病院</u> <u>長崎医療センター</u> <u>長崎みなとメディカルセンター</u> <u>佐世保市総合医療センター</u>   |
| 精神科          | 長崎医療センター  |
| 脳神経外科        | 長崎大学病院     長崎医療センター     川棚医療センター       ター     長崎みなとメディカルセンター     士善会病院       佐世保市総合医療センター     長崎労災病院     諫早総合病院 |

様式第1号から様式第3号までの様式中「第3条」を「第4条」に改める。

様式第4号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第5号中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「第8条」を「第9条」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「第9条|を「第10条」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「第11条」を「第12条」に改める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 告 示

### 長崎県告示第289号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱(平成23年長崎県告示第456号)の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 |                       |  |                     |   |        | 改正前 |                     |             |            |                   |            |        |
|-----|-----------------------|--|---------------------|---|--------|-----|---------------------|-------------|------------|-------------------|------------|--------|
|     | 表(第2条関係)<br>市町村課関係    |  |                     |   |        | 1   | 別表(第2条関係)<br>市町村課関係 |             |            |                   |            |        |
|     | 補助金の<br>名 称           | 交付の<br>目 的   | 補助事業の内容、<br>対象経費等   | 補助率<br>又は額                                  | 補 助対象者 |     |                     | 補助金の<br>名 称 | 交付の<br>目 的 | 補助事業の内容、<br>対象経費等 | 補助率<br>又は額 | 補 助対象者 |
| 1   | 略                     |  |                     |   |        |     | 1                   | 略           |            |                   |            |        |
| 2   | 長崎県市町<br>権限移譲等<br>交付金 | 「長崎県ののす等町譲務地第つる経済を表別では、1000円 | に要する経費(初<br>年度に限る。) | 毎年度め額   事本建設   を基に負担   した額   1 1 1 5   5 万円 | 市町     |     |                     |             |            |                   |            |        |
| 交ì  | 通政策課员                 | <b> </b>   |                     |   |        |     | 交通                  | 政策課題        | <b> </b>   |                   |            |        |
|     | 補助金の<br>名 称           | 交付の<br>目 的   | 補助事業の内容、<br>対象経費等   | 補助率<br>又は額                                  | 補 助対象者 |     |                     | 補助金の<br>名 称 | 交付の<br>目 的 | 補助事業の内容、<br>対象経費等 | 補助率<br>又は額 | 補 助対象者 |
| 1 ~ | ~18 略                 |  |                     |   |        |     | 1~                  | 18 略        |            | •                 |            |        |

| 19 | 長崎県公共環支地の大環支地の大環支地の大環支地の大環支地の大環支地の大場の大場の大場の大場の大場の大場の大場の大場の大場の大場の大場の大場の大場の | 公関済要あら・代た交化をに援る大が活不る、コを地通及図対をすまれて、コを地通及図対をすまれてとスナ財のびるすまで、とスナ財のがあるすまで、とスナ財のがある。                      | (1) 略<br>(2) 国が定める地域域<br>公共交通業網が定める<br>保補助品の<br>交付お旅行業会<br>を対す要よが行業を<br>を対する<br>を発生を<br>が大が情報が<br>を受いれて<br>の<br>をでいて<br>の<br>の<br>で<br>の<br>の<br>で<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の | 略   |  |
|----|---|---|---|---|--|
| 20 | 長崎通機緊等、大選急費   | 関済要あらロス第響引厳状公業でをこ後が活不る、ナ感4にきし況共者、交との社会に大きの大きないに交付で事で、まないのでは、大きないので、対している。、営る事し金る今継のでかコルの影、、営る事し金る今継 | 附則(令和3年2月<br>16日国総地第96号、<br>国鉄事第633号、国<br>自旅第406号、国<br>ウ第208号、国空<br>第1627号)(以下「域公共交費補助金<br>域公共交費補助金<br>付要網附則」「地様<br>交共交通往性化・<br>う。)による「性化・<br>続計画」に基づく<br>たな取組の実証運行   | 内定す限航に航そつ事に対るる。複は事業に航れい業にはないとはでは、10万十分では、10万十 | 行に係る<br>財金の内が<br>を受下の者<br>(1)~(4)<br>(5) 一般封<br>合施車運<br>事業を付<br>む者の・ |
| 21 | 長崎県路線<br>バス運行費<br>緊急対策事<br>業支援金   | 生活に必要<br>な生活バス<br>路線の運行<br>を確保する<br>ため、乗合   | 令和3年度の長崎県<br>バス対策協議会において、地域住民の生<br>活に必要な生活交通<br>の確保のために維<br>持・確保が必要と認<br>められたバス路線の<br>うち、補助要件から<br>外れた路線における<br>経常費用の45%  | 経常費用の<br>45%の2分<br>の1以内の<br>額。ただし、<br>予算の範囲<br>内において<br>定める額を   |  |

| 車業              | 重運転代行<br>養継続等支<br>養事業奨励 | 新型コース<br>サールの感染や対策を<br>が発生が<br>大型を<br>が発生が<br>大型を<br>が発生が<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>が変に<br>大型を<br>がった。<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、 | たり30千円とし、長  | 月1日時点<br>で営業に使<br>用する台数<br>を基準とす<br>る10分の10<br>以内の額。<br>ただし、予                      | 代行業を営む者のうち、<br>法人事業者<br>は本社が、<br>個人事業者<br>は本人の住<br>所地が長崎<br>県内にある |
|-----------------|-------------------------|--|---|--|---|
| —<br>  交<br>  埃 | で通機関環<br>意整備等支<br>後事業補助 | 公関済要あら・代た交化をに援る共が活不る、コを地通及図対を文社動可こポロ・閉域のびるすま施通会に欠とまれて、まない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は  | (2) 国が定める地域<br>公共交通確保維持<br>改善事業費補助金<br>交付要綱附則第8<br>条および訪日外国<br>人旅行者受入環境<br>整備緊急対策事業 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·  |   |
| —               |                         | 関済要あらロス第響引厳状公業でをこが活不る、ナ感4にきし況共者、交と社動可こ類中、強なよ続いに交付支付で、といいのでは、対して、とないので、、営る事し金る今経必でかコルの影、、営る事し金る今  | 国が定める地域公共事業では、  | は象分の予内定す限航に航そつ事に円支に、経経1とにめる度路つ路れい業のと接りとの総名。額事やど以て者のもなる。額事でと外は一番を10,000の、者は、に、と千。額円 | 通確保維持<br>強事事金<br>脚綱実る<br>にに<br>の内示                                |

長崎

| 22 | 長崎県定期<br>高速バス等事<br>実支援金 | ウイルス感<br>染症の感染<br>拡大の影響<br>を受ける路<br>線バス事業<br>者等に対し | を結ぶ定期運行路線<br>について、平成31年<br>4月から令和2年3<br>月までの運送収入実<br>績額から、令和3年   | 3分の2以<br>内の額。た<br>だし、予算<br>の範囲内に<br>おいて定め<br>る額を限度                     |              |
|----|-------------------------|--|--|--|--------------|
| 23 | 長崎県航路<br>運急対策事<br>支援金   |  | (1) カーフェリー1<br>隻あたり20,000千円、20トン以上の<br>旅客船1隻あたり<br>10,000千円、若し<br>くは20トン未満の<br>旅客船1隻あたり<br>1,000千円とし、<br>主に長崎県内の航<br>路で事業を実施する<br>を数を乗じたし、部<br>路の一部が、選営でいる<br>筋の一部が、路で時間、<br>路の一部が、監管では、<br>路の一部が、監管では、<br>路の一部が、監管では、<br>を数ををだとし、<br>路の一部が、といる<br>船舶を除する。<br>(2) 一部が、路路に使用する<br>船舶を除する<br>全額をはまり<br>等補助に使用する<br>船舶を除する<br>監動を除する<br>金額をはまり<br>等補助にでする<br>船が、<br>運航するが対<br>する支援金出した<br>額に2分の1を乗<br>じた額とする。 | 月1日時点<br>で事業に使<br>用する隻数<br>を基準とす<br>る10分の10<br>以内の額。<br>ただし、予<br>算の範囲内 | 一般旅客定期航路事業   |
| 24 | 鉄道運行継<br>続緊急対策          | 染症の感染拡大の影響を受ける鉄道事業者に                               | 「平成31年4月1日<br>から令和2年3月31<br>日までの営業損益実<br>績額」に「費用に含まれる施設整備補助加算した額から、「令和3年4月1日から令和4年3月31日での営業損益限<br>での営業損益用に含までの営業損益用に高いまでの営業損益用は高いである施設を開り込たなまなの見込した可能とするとする。」と「対し、「維持改善の場合」と「対し、「維持改善の場合」と「対し、「経済対象を変がなる。」と「は、「経済対象を変がなる。」と「は、「経済対象を変がなる。」といる。「は、「は、「は、「は、「は、「は、」に、「は、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、は、「は、」に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は                              | 3分の1以<br>内の額。た<br>だし、予算<br>の範囲内に<br>おいて定め                              | 第一種鉄道<br>事業者 |

報

| 25  | 長崎県離島 | 新型コロナ  | 「平成31年4月から           | 対象経費の        | 本邦航空運  |
|-----|-------|--------|----------------------|--------------|--------|
|     | 航空路線運 | ウイルス感  | 令和2年3月までの            | 6分の1以        | 送事業者   |
|     | 航継続緊急 | 染症の感染  | 経常利益(損失)             | 内の額。た        | (特定本邦  |
|     | 対策事業支 | 拡大の影響  | 額」から、「令和3            | だし、予算        | 航空運送事  |
|     | 援金    | を受ける航  | 年4月から令和4年            | の範囲内に        | 業者を除き、 |
|     |       | 空運送事業  | 3月までの経常利益            | おいて定め        | 主に離島や  |
|     |       | 者に対して、 | _(損失) 見込み額」          | る額を限度        | 同一都道府  |
|     |       | 事業の継続  | 及び「運航費補助金            | とする。         | 県内に係る  |
|     |       | に繋げるた  | 等の額」を差し引い            |              | 航空路線を  |
|     |       | めの支援を  | <u>た額</u>            |              | 運航する航  |
|     |       | 実施する。  |                      |              | 空運送事業  |
|     |       |        |                      |              | 者に限る。) |
| 26  | 長崎県タク | 新型コロナ  | タクシー 1 台あたり          | 令和4年1        | 一般乗用旅  |
| -   |       | ウイルス感  | 50千円とし、長崎県           | 月1日時点        |        |
|     | 続緊急対策 | 染症の感染  | 内で事業を実施する            | で事業に使        | 送事業者   |
|     | 事業支援金 | 拡大の影響  | ために運行する台数            | 用する台数        | (福祉輸送  |
|     |       | を受けるタ  | を乗じた額                | を基準とす        | 事業限定を  |
|     |       | クシー事業  |                      | る10分の10      | 除く。)   |
|     |       | 者に対して、 |                      | 以内の額。        |        |
|     |       | 事業の継続  |                      | ただし、予        |        |
|     |       | に繋げるた  |                      | 算の範囲内        |        |
|     |       | めの支援を  |                      | において定        |        |
|     |       | 実施する。  |                      | める額を限        |        |
|     |       |        |                      | <u>度とする。</u> |        |
| 27  | 長崎県離島 | 県内の離島  | 国が定める地域公共            | 対象経費の        | 本邦航空運  |
|     | 航空路線運 | 航空路線の  | 交通確保維持改善事            | 10分の10以      | 送事業者   |
|     | 航費緊急対 | 安定的運航  | 業費補助金交付要綱            | 内。ただし、       | (特定本邦  |
|     | 策事業支援 | のため、新  | 第62条により定めら           | 予算の範囲        | 航空運送事  |
|     | 金     | 型コロナウ  | れた額とし、支援金            | 内において        | 業者を除き、 |
|     |       | イルス感染  | の額は、予算の定め            | 定める額を        | 主に離島や  |
|     |       | 症の影響を  | るところにおいて、            | 限度とする。       | 同一都道府  |
|     |       | 受けた県内  | 国が定める地域公共            |              | 県内に係る  |
|     |       | 航空路線の  | 交通確保維持改善事            |              | 航空路線を  |
|     |       | 運航費に対  | 業費補助金交付要綱            |              | 運航する航  |
|     |       | して支援を  | 第63条及び第67条第          |              | 空運送事業  |
| - 1 |       | 実施する。  | 1項により認定され            |              | 者に限る。) |
|     |       |        |                      |              |        |
|     |       |        | た離島航空路補助の<br>内定額以内の額 |              |        |

# 長崎県告示第290号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱(平成23年長崎県告示第456号)の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   |   |                        |        |  | 改正前 |             |            |                   |            |        |
|---|---|------------------------|--------|--|-----|-------------|------------|-------------------|------------|--------|
| 表(第2条関係)<br>交通政策課関係                             |   |                        |        |  |     | 第2条関政策課関    |            |                   |            |        |
| 補助金の 交付の<br>名 称 目 自                             |   | 補助率<br>又は額             | 補 助対象者 |  |     | 補助金の<br>名 称 | 交付の<br>目 的 | 補助事業の内容、<br>対象経費等 | 補助率<br>又は額 | 補 助対象者 |
| 1~27 略  |   |                        |        |  | 1~2 | 27 略        |            |                   |            |        |
| 運行対策費<br>緊急支援金<br>な生活/<br>路線の過<br>を確保する<br>ため、男 | _ | 費の額の2<br>分の1以内<br>とする。 |        |  |     |             |            |                   |            |        |

# 長崎県告示第291号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の9)の一部を次のように改正し、令 和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

県

公

報

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後  | 改正前  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 刊表(第2条関係)<br>医療政策課関係   | 別表(第2条関係)<br>医療政策課関係   |  |  |  |  |  |
| 補助金の   交付の   補助事業の内容、   補助率   補 助                                | 補助金の<br>名 称 目 的 対象経費等 交付の<br>対象経費等 補助率<br>又は額 対象者  |  |  |  |  |  |
| 1 及び2 略  | 1 及び2 略   救急医療施   次に掲げる事業に要 略   医療対策事   設の整備等 する経費。ただし、 補助対象経費の基準 は、知事が別に定める。   (1) 略   (2) 設備整備事業 ア〜エ 略   (2) といより、 は、知事が別に定める。   (3) を関る。  |  |  |  |  |  |
| <u>力</u> 略<br>(3) 略  |  |  |  |  |  |  |
| 4~40 略   | 4~40 略   |  |  |  |  |  |
|  | 41   長崎県病床   地域医療構   次に掲げる事業に要   方算の範囲   内で知事が   設者又は   接補助金   等の合意を   踏まえて行   方自主的な   病院統合へ   の支援によ   り地域医療   構想の実現   を図る。   (1)   病院の債務整理   に必要な借入資金   に対する利子相当   変図る。   額   (2)   医療機関の統合   (3)   病院の債務整理   に必要な借入資金   に対する利子相当   額   (4) |  |  |  |  |  |
| <u>41</u> ~ <u>44</u> 略  | <u>42</u> ~ <u>45</u> 略  |  |  |  |  |  |
| 長寿社会課関係  | 長寿社会課関係  |  |  |  |  |  |
| 24.4 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1                       |  |  |  |  |  |  |
| 補助金の   交付の   補助事業の内容、   補助率   補 助名   称   目 的   対象経費等   又は額   対象者 | 補助金の 交付の 補助事業の内容、 補助率 補助率   名 称 目 的 対象経費等 又は額 対象者  |  |  |  |  |  |
| 補助金の 交付の 補助事業の内容、 補助率 補 助  |  |  |  |  |  |  |
| 補助金の<br>名 称 目 的 交付の<br>目 的 対象経費等 補助率<br>又は額 対象者   1~15 略         | 名 称 目 的 対象経費等 又は額 対象者   1 ~15 略 16 長崎県外国 人介護人材 受入支援事業 業補助金 外国人介護人材に対し、日本語及び介護人材に対する日本語及び介護の技能向上のための集合研修等の実施の集合研修等を実施することにより、外国人介護人材の確保及び定着を図る。 10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を定める額をに必要な経費 社会福祉・人その他が認める。間団体   |  |  |  |  |  |

|           |  |   | 1   |   | т       |
|-----------|--|---|---|---|---------|
| 42        | 者総合支援<br>事業費補助<br>金 (新型コ<br>ロナウイル              | ウイルス感<br>染症の国内<br>感染拡大防<br>止に伴って<br>生じる課題   | (1) 略   | 内   | 社会福祉法人等 |
|           |  |   | (2) 略   | ( <u>2</u> )の<br>場合は1事<br>業所あたり<br>50万円を限<br>度とする。) |         |
| 43-       | ~48 略  |   |   |   |         |
| 49        | ス施設・事<br>業所等にお<br>ける感染防<br>止対策支援<br>事業費補助<br>金 | ービス施設、<br>事業所等に<br>おける感染を<br>防止対策を<br>うため、<br>を用品及り対策係る備<br>生用品の購入任備<br>品の購入任費<br>必要な援する。 | ら同年12月31日まで<br>の衛生用品の購入及<br>び感染防止対策に係<br>る備品の購入に要す<br>る費用                                     | 基準額の範<br>囲内   | 人等      |
| <u>50</u> | 長崎県生産  | ウイルス<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・                     | 2 経費 (2) 通信販売、宅配、ホームページ制作 等新たな販路拡大等に要する経費 (3) 経営コンサルタント派遣等経営改善 (4) 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する 経費 | 予算の範囲<br>内で知事が<br>別に定める<br>額                        |         |

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、薬務行政室、 長寿社会課、障害福祉課関係

| 1 長崎県地域 地域におけ 医療及び介護の総合 高医療及び 合確保を 介護の総合 的な確保のための事業であって、地域に おける医療及び介護 の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律 第1項に規定する 第64号)第 4条第1項に規定する 第64号)第 4条第1項に規定する 都道府県計画に規定する 都道府県計画に基づく事業に助成を行い、本県の実情に 応じた対策を推進する。 2 地域医療構想の達成に向けた病床を推進する。 2 地域医療構想の達成に向けた病床を推進する。 2 地域医療構想の達成に向けた病床 数又は病床の機能の変更に関する事業 (3)~(7)略 |   | 補助金の<br>名 称             | 交付の<br>目 的   | 補助事業の内容、<br>対象経費等   | 補助率<br>又は額 | 補 助対象者 |
|---|---|-------------------------|--|---|------------|--------|
|   | 1 | 長崎県地域<br>医療介護総<br>合確保基金 | 地る介的促る成第4に都画事を県応に療の確に律年号第1定界が基にいて療の確に律年号第1定界基にい、情対けび合のす平律第項る計く成本に策 | 医療及び介護の総合事に<br>を変更の<br>を変更の<br>を変更の<br>を変更の<br>を変更に<br>を変更に<br>を変更に<br>を変更に<br>と、またの<br>を変更に<br>と、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を、またの<br>を 、またの<br>を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 |            | 対象者    |

|         |       |       |                      |                 | 1              |
|---------|-------|-------|----------------------|-----------------|----------------|
| 42      | 長崎県障害 | 新型コロナ | 次に掲げる事業に要            | 10分の10以         | (1), (2), (4), |
|         | 者総合支援 | ウイルス感 | する経費                 | 内               | (5)及び(6)       |
|         | 事業費補助 | 染症の国内 | (1) <u>障害福祉サービ</u>   | ((2)の場合         | 社会福祉法          |
|         | 金(新型コ | 感染拡大防 | ス等の衛生管理体             | は1事業所           | 人等             |
|         | ロナウイル | 止に伴って | 制確保支援等事業             | 当たり250          | (3) 市町         |
|         | ス感染症対 | 生じる課題 | (2) 略                | 万円を限度           |                |
|         | 策に係る特 | に迅速かつ | (3) 特別支援学校等          | とする。(4)         |                |
|         | 別事業分) | 適切に対応 | の臨時休業に伴う             | 及び(5)の場         |                |
|         |       | することを | 放課後等デイサー             | 合は別途定           |                |
|         |       | 図る。   | ビス支援事業               | める基準額           |                |
|         |       |       | ( <u>4</u> ) 障害福祉サービ | の範囲内と           |                |
|         |       |       | ス等事業所のサー             | <u>する。(6)</u> の |                |
|         |       |       | ビス継続支援事業             | 場合は1事           |                |
|         |       |       | ( <u>5</u> ) 障害福祉サービ | 業所あたり           |                |
|         |       |       | ス等事業所との連             | 50万円を限          |                |
|         |       |       | 携支援事業                | 度とする。)          |                |
|         |       |       | <u>(6)</u> 略         |                 |                |
| 43~48 略 |       |       |                      |                 |                |

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、薬務行政室、 長寿社会課、障害福祉課関係

| 1 長崎県地域 地域におけ 医療及び介護の総合 医療介護総 る医療及び 合確保基金 介護の総合 事業補助金 的な確保の おける医療及び介護  |  |
|--|--|
| 促進に関する法律の促進に関する法律第4条第1項に規定する 第64号)第4条第1項に規定する 都道府県計画で定めるもののうち、下記に規定する 都道府県計画に基づく 事業に助成 を行い、本県の実情に応じた対策を推進する。 |  |

# 長崎県告示第292号

長崎県港湾管理条例(昭和51年長崎県条例第11号)第29条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。 令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

| 公の施設の名称                                       | 指定管理者となる団体の名称  | 指定の期間                     |
|---|--|---------------------------|
| 元船広場、ドラゴンプロムナード、<br>プラタナス広場及び長崎港元船ター<br>ミナルビル | 長崎市桶屋町25番地<br>PORT NAGASAKI クリエイティブ パートナーズ<br>代表者 株式会社トラスティ建物管理<br>代表取締役 中本 幸人 | 令和4年4月1日から<br>令和9年3月31日まで |

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表(八二四)二一一四

印刷人 岩 市弥生町八番三十号 株式会社

泰 明

— 10 —